

# 家庭科教育の内容研究

—— 住居概念の変遷 ——

## Contents of Homemaking Education —— Transition of Concept of Dwelling ——

吉 原 崇 恵

Takae YOSHIHARA

(昭和54年10月11日受理)

The purpose of this teaties is to practise the arrangement, and the investigation about the transition, of the contents of "dwelling-education" through the prewar period into the postwar period.

It is done from a point of view of whether sawe concept of "dwelling" as at prewar period is used or not at the postwar period.

The comclusion is as follow;

1. The "dwelling" concept when Homemaking Education started at the postwar period followed the concept which had been defined at the year Showa 19 (1944).
2. The necessary conditions of a dwelling are considered to be sanitation, convenience and safety both in prewar and in postwar periods.
3. Since the "Science-Household Education" age, a dwelling has been considered to be limited to the inside of a house and not to contain the environment of a dwelling place.
4. The new idea of "dwelling" at the time when "Homemaking Education" started at the postwar period lays emphasis on the gathering, the cooperation and the standardization of a house.

It means to get hold of a dwelling as a economic and social being.

### 緒 論

#### 問題の所在

##### ① 中学校家庭科における住居の教育内容

昭和52年7月に公示された中学校新学習指導要領における家庭科・住居領域の目標は「住空間の計画及び室内環境と設備に関する学習を通して、快適な住まいについて理解させ、住空間を適切に活用する能力を養う」とされている。昭和34年以降、住居領域の内容の大部分を占めていた製図の基礎と木製品の製作は削除され、木材加工領域へと移された。新しい住居領域を構成する項目は住空間の計画、室内の環境と設備、水と熱源の使い方の3項目である。住空間ということについて「もともと生活環境としての住居は、外部空間と内部空間との関係で考えられることが多いが、中学生の生活体験にふさわしい住生活での技術的な内容は、室内での事項に限定されてくるから教材としての住空間は、調理の空間、団らんの空間、収納の空間など

を取扱うことになる<sup>(1)</sup>と述べてある。また、室内の環境と設備とは、「具体的には室内の採光、照明、温度の調節、湿度の調節、気流の調節、騒音防止、給水設備、排水設備<sup>(2)</sup>である。これらは「住まい方の快適さを理解させる場合に客観的な資料を得やすい点で適切な住空間の利用技術を習得する対象になりやすい<sup>(3)</sup>」から選定されている。さらに「家具や床、壁面などを保守することについても実物による手入れなどができるようにする」こと、水と熱源の合理的な使い方は「家庭生活の中から考えを進めて、最終的には、水資源の需要と供給の問題、エネルギー資源の問題をも含むことになるが、住居の範囲にとどめたい<sup>(4)</sup>」こと、が強調されている。以上の主旨は、中学生の生活経験からして室内での事項に限ること、また「室内の環境と設備」は、住空間の利用技術を習得できる内容として選定されたことであろう。快適な住まい方を理解させるためには、少なくとも、快適な住まい方を成立させる要素を明らかにする必要がある。そのためには「住居とは何か」の概念規定が必要である。また、「快適な住まい方」を理解させることの教育的価値が明確にされねばならない。そのような手続きをへて選定された3項目ならば、それらは、住居の概念をふまえた「快適な住まい方」の理解へとつながる位置づけが明らかになるであろう。しかし、学習指導要領の内容はこのような内容構成ではなく、教育的価値を不問にした「実用的技術」習得を最優先した内容であるといえよう。

## ② 住居とは何か

住居とは、住むという生活行為すなわち住生活と、物理的存在としての住宅とを統一した概念である<sup>(5)</sup>。住生活とは、食べる、寝る、子どもを育てるなどの諸生活行為を空間的にとらえた総称であるとする。それは、2つの分野に分けられ「生理的存在としての人間の住生活」と「社会的存在としての人間の住生活」である。ところで資本主義経済は、生産手段をもたない労働者を生み出し、空間的には職場と住宅が次第に分離されてきた。同時に、生産労働生活と消費生活が分化することによって、住むという生活は専ら住宅を中心とした地域での消費生活さらに、住宅の中での家庭生活という意味に狭められてきた。ところが生活が社会的に発展するにつれて、住宅内外での生活が連続して一体的に結ばれ、かつ空間も個々の住戸があつまって近隣空間や集合住宅をつくってきたし、地域やコミュニティを形成してきた。そのような状況の中で、未来に生きる子どもたちに「住居」を理解させるにあたって、住居を住宅内部に限定することは、子どもたちの生活現実と教育の結合の原則に反することであろう。また、住宅という物理的存在（もの）は、衣料や食料と同様、人間が生活していく上で不可欠な生活資料であるが、それは、経済的、社会的な存在であること、どのような機構の中で、どのような住宅が供給されているかという認識が必要である。以上の、住居の概念規定からしても、新学習指導要領の問題性は明らかであろう。すなわち、住居の教育内容は、「生理的存在としての人間の住生活」に偏し、「住戸内の事項」に限定することによって「実内的技術」に収斂されているといえよう。さらに、このような傾向は、実は、戦前の家事教育から受けつがれた内容傾向ではないかと思われる。筆者は、住居の教育内容の歴史研究を試み、その変遷の特徴を整理検討することによって、今後の教科内容編成のあり方を求める基礎研究としたい。

## 目 的

従来、家庭科教育に関する歴史研究は、主に教育政策や制度、または、良妻賢母主義教育思想や女子教育思想の視点から研究されてきたと思われる。又、戦前の、裁縫教育研究にはすで

に多くの成果がみられるが、住居の教育内容および、教授法の歴史研究は緒についたばかりだと思われる<sup>6)</sup>。今後の教科内容編成の指針を得る基礎研究として、筆者はとくに、住居の教育内容編成の様相について整理検討を試みたい。すでに高等小学校家事科について、家事教育の創設期（1876年～1912年）における住居の教育内容を、体系性、論理性的の観点から分析し家庭科教育会誌第22巻2号に第一報を報告した。その中で明らかになったことは以下の事項である。すなわち学制期の家事教育は国民開化を志向した翻訳教科書で読物的教科として扱われていた。しかし明治10年(1877)、文部大書記官西村茂樹に代表される学制の女子教育批判と、引き続いて出された教育令、明治14年(1881)の小学校教則綱領において、家事経済が女子教科として特設された。その時期の住居の教育内容は、実用知と規範としての心がけ、という二軸構成をもっていた。この二軸構成は、家事科廃止期間明治19年～明治44年(1886年～1911年)中に行われていた教育内容においてもみられることから明治期を通しての支配的傾向であったといえる。また、「住居の目的」を「間取り方」や「掃除」などの各方面へと演繹し、抽象と具体、個別と一般という型がみられた。とくに、個別から一般化を行う時の論理は規範としての現実適応の心がけであった。明治末期において理科家事として復活した教育内容は、住居としての統合原理がなく、事典的知識の羅列であった。一方では、部分的に理科的根拠のある内容となり、実験・実習を重視する論調もみられるようになって、次期の「制度上の確立と教育研究の発展期」を経て、「戦時下および戦後家庭科の発足期」を迎えるのである。後2者は同誌に続報予定である。今回の本報告では、住居とは何かという、住居の概念規定における戦前と戦後の連続性、非連続性を整理、検討する。

## 方 法

本報告において用いた資料は、資料1に示すとおりである。明治初年期に最も普及したと言われている<sup>1)</sup>永峯秀樹「経済小學家政要旨」。<sup>2)</sup>明治14年に出された小学校教則綱領時の、日下部三之介著「小學家事経済訓蒙」。<sup>3)</sup>明治末期に出されたもので理科家事として用いられた、堀七蔵校訂「高等小學家事筆記帳」。なお、堀七蔵は、東京女子高等師範学校訓導であり、著書も他数あり、当時の家事教育の理論的指導者であった。国定教科書は、<sup>4)</sup>大正3年の「高等小学理科家事教科書第一学年児童用」、<sup>5)</sup>昭和8年に家事が理科から独立して刊行された「高等小學家事教科書」、<sup>6)</sup>戦時下の昭和19年に出され、ほとんど使用されることもなかったと言われている「高等科家事上」、<sup>7)</sup>戦後新たに発足した家庭科の文部省検定教科書として、昭和24年の「明るい家庭、中学校第一学年用」「楽しい家庭、同第二学年用」「よりよい家庭、同第三学年用」の7種の教科書を資料とした。これらの資料は、国立教育研究所、国立国会図書館、東書文庫における所蔵のもので、いずれも住居の内容が設定されているものである。これらを用いて、目次構成、住居の教育内容の構成要素、住居の目的・条件などについて分析を行なった。

## 結果および考察

### 1 内容の配列と構成要素

内容の配列のしかたに注目してみると資料1のように4つの型をみることができる。Iは、明治9年の翻訳書経済小學家政要旨である。家事に関する経済、教養知識や心得を盛り込んだもので住居についての知識は未分化な型になっている。IIは、明治16年の小学家事経済訓蒙である。衣に関すること、住居に関するものが、それぞれ篇としてまとめられ、その中が数章の分

表1 住居の教育内容の構成要素

		住居の目的・条件	間取り方	構造・造作	保存・修理	掃除・整理	設備(水・熱)	家事衛生	防備	家具・什器手入れ	経済性・歴史性・現状
II 期	明治16年	第四篇 第一章 住居の事	第三章 間取り方	第二章 家屋の結構及び修理	第二章 家屋の結構及び修理	第四章 内外の掃除	第四章 内外の掃除				
III 期	明治45年	第一課 住居の選擇				第八課 掃除 第九課 室内の整理	第四章 燃料	第二課採光法 第三課暖室法 第五課換気法		第六課 家具の修理 第七課 什器の扱い方	
	大正3年	一. 住居				四. 掃除			三. 戸締及び火の用心	六. 畳建具の手入れ 五. 石鹼及び灰汁洗 七. 木製器具の手入れ 八. 金属器・陶器・ガラス器の手入れ 九. 雑具の手入れ	
	昭和8年	第十一課 住宅			二. 住居の修理・保存	第二課 掃除	第十二課 井戸と水道 第十五課 燃料			第十六課 畳・建具と其の手入れ 第十七課 什器・履物等の手入れ	(イ)郷土の住宅の改善 四気候と住まひ方
IV 期	昭和19年	五. 住居 (-)住まひ方 (イ)郷土の住宅の改善		四気候と住まひ方		(-)住まひ方 部屋の使ひ方	(イ)住居と水	(-)住居と保健 四気候と住まひ方	(四)災害防止とその処置 (イ)家庭防空に耐する心構え	(-)住まひ方 畳・建具・家具・什器とその手入れ	(イ)郷土の住宅の改善 四気候と住まひ方
細目から作成	昭和24年 (第一学年明るい家庭) 5. 私どもの家を住みよくするには (第二学年楽しい家庭) 5. 快よい住まい (第三学年よりよい家庭) 6. 住居はどうするか	1. へやを便利に使う 2. 快よい住まい 3. 住居はどうするか	1. 今までの住居は	1. へやを便利に使うには 2. 和風か洋風か 3. これらかの住居は		2. 家の内外の理・せいとん		1. 健康に住むには 2. 和風か洋風か	2. 安心して住むには	3. 家具などの手入れ	1. へやを便利に使うには 3. 住みよくするための楽しい家庭工作 1. 今までの住居は 2. 和風か洋風か 3. これからの住居は

化された小項目で構成されている。故に住居に関する教育内容の範囲が明示されている。IIIは家事教育の制度上の確立期にあたる明治45年、大正3年、昭和8年のものにみられる特徴である。これらは各課および各項が並列されており、住居に関する教育内容の範囲は明示されていない。とくに、家具、什器の手入れ、また採光、煖室、換気などの家事衛生に関する項は、住居とのかかわりが大きいのであるが、その位置関係は明示されていない。すなわち、課、項の数量が多くなり、内容が細分化されたが、一方では、それらを総合する方向や型が不明確であると思われる。IVは、昭和19年、24年のもので、住居の教育内容は、一定のまとまりのあるもののあるものとして設けられている。次に、資料1および資料2から住居の教育内容の範囲が明確である教科書から構成する要素を抽出すると次のような事項があげられる。すなわち「住居の目的・条件」「間取り方」「構造・造作」「保存・修理」「掃除・整理」「設備（水熱）」「家事衛生（採光・換気・採暖など）」「家具・什器の手入れ」「防備」「経済性、歴史性、現状」の事項を抽出した。各時期の教育内容が、これらの要素をどのように含んでいるのか、その分布をみたのが表1である。ただし主に比較するのは、II（明治16年）、III（明治45、大正3、昭和8年）、IV（昭和19、24年）の教育内容にした。また、IIIの時期のものは、住居の教育内容の範囲が明示されていないが、上述の構成要素に相当する課・項を住居の教育内容として選定した。

表1からわかることは、① 構成要素の分布は、イ。いずれの時期にも共通している要素は「住居の目的・条件」「掃除・整理」である。ロ。III期の内容には、「間取り方」「構造・造作」の要素が全く盛り込まれておらず、「設備」「家事衛生」「家具・什器の手入れ」などの要素に重点がおかれている。とくに、理科家事として編成された大正3年のものは「家具・什器の手入れ」が多く占めているが理科から独立した後の昭和8年の独立教科書も、理科家事の傾向を踏襲していた。この期の教育内容は、住居の部分としての設備、自然科学的な衛生知識、実用的な手入れ法などに傾斜しているという意味で、あまりにも部分的な内容であるといえよう。ハ。人間の生活行為の連らなりを住戸内の平面にした「間取り方」を構成要素にしている場合が大変少なく、明治16年のもの、昭和24年のものにみられるだけである。また、住居の「経済的側面、歴史性、現状と問題点」を構成要素としているのはIV期のものに限られている。② IV期のものは、構成要素のいくつかを組み合わせると一つの小単位が設けられる型になっている。例えば「住まい方」（昭和19年）という小単位の中に「住居の目的・条件」「掃除・整理」「家具・什器の手入れ」などの要素が組み込まれている。同じく「気候と住まい方」という小単位の中に「構造・造作」「家事衛生」「歴史性」などの要素が組み込まれているのである。昭和24年のものも同様の内容構成になっている。これらの構成のしかたは、他にはみられなかった特徴である。それは、また、各々の単位で各要素のまとまりをもつ一方で、各要素についてみると、くりかえしや重複をきたすことがある。

## 2 住居の目的・条件について

### (1) 住居の目的

資料2から、住居の目的は、寒暑風雨を防ぐ、外物の侵入に備える（明治16年）さらに加えて、一家の資産を保護する（明治45年）、家財を保護し、且一家の秩序を保つ（大正3年）、安全で、家族の勤労と休養が正しく営まれ、各人が健康で朗かな生活ができる（昭和24年）と変化してきたことがわかる。戦前には、住居を、外界から人間の生命を保護するためのもの、とする考え方から、加えて、資産や家財という生活資料をも保護することによって、当時の生活

窮乏からの自己防衛の手段とし、かつ、家族国家観の普及徹底の中で、家長の下での家族秩序による、国家体制の維持手段とする考え方へと変化してきたと思われる。戦後の新教育の発足期においてはアメリカの教育、社会思潮の導入を背景に、民主的な家族関係の、生活からの発想があった。同時に住居学研究においては、敗戦における国民の言語に絶する生活難、住宅難という生活実態や、ファシズムの温床となった半封建的家族制度への反省などの思想状況をとらえて、すぐれて政策的・実践的な問題提起を行った。「住宅をいかに建てるか」といった技術的な課題よりも、その前提でありかつ目的であるところの民主的な生活のあり方や住生活のあり方、即ち新しい住様式の追求に力点がおかれていた<sup>7)</sup>。

## (2) 住居の条件

全ての時期を通じて、健康および衛生、便利、安全を一般的条件としている。さらに、特殊条件として、分限、身分または、家族人数、職業、生計、土地の情況、住む人の事情などをあげ、これらの条件によって住居は異なるとされている。次にこれらの条件が住居にどのように貫かれているかを分析して住居の考え方の問題としてみていきたい。なお1で述べた内容配列の特徴から、① 明治16～昭和8年の教科書 ② 昭和19年、昭和24年の教科書と2大別して分析、検討を行う。

### ① 明治16年～昭和8年

イ 一般的条件について、a (健康および衛生条件) 明治16年のものは空気の流入、光線の透入、湿気の侵入を避ける事をあげている。さらに、これらの事項をふまえて、住居を選ぶにあたって、より具体的で、細分化した条件をあげている。即ち、立地条件と、住戸の条件に分けられる。また、立地条件として、土地高燥、卑湿ではない事、飲料の水質が清潔である事、と、風土病、伝染病が発生しなかった事がある。住戸の条件として、空気の流通のための窓戸が充分である事があげられる。明治45年のものは、上記とほぼ同様であり、立地条件と住戸の条件があげられる。立地条件としては、日当たりがよく高燥平坦なこと、飲料水の良いところ、とされ、加えて、空気の清浄なところとして、工場や道路の付近を避けるようにとあり、都市の大気汚染が進行した状況をうかがうことができる。さらに、住戸の条件は、前述の立地条件が充たされない場合の住戸内での工夫として例示される関係になっている。即ち、止むを得ず、卑湿の地に住まう場合に、地盤や屋床を高くし、又、溝渠の疎通をよくして、卑湿を避ける工夫を示してある。同様に、止むを得ず、空気の不潔なところに住まう場合は、工場、道路の付近や、住戸の庭園に樹木を栽培する方法を示している。大正3年のものは、最も簡単な叙述で、土地高燥、水質佳良の立地条件をあげ、それが充たされない場合は、相当の工夫をすることが肝要であると述べてあるが具体例はない。空気の流通、日光の射入は、適室の使い方にかかわることとだけ抽象的に叙述されている。昭和8年のものは、日当たりや風通し、寒暑が避けられ、清潔が保たれやすいことをあげ、立地条件と住戸の条件の区別はないが、むしろ、居間、台所、便所、庭という住戸内の各々の空間の衛生についての内容だといえよう。以上、明治16年、45年のものは、住居の健康および衛生の条件を、住居の立地と住戸の両者に通じる条件として言及しており、大正3年には、それらが簡単で抽象的になり、昭和8年のものは住戸の部分的な空間の条件としてのみ叙述されるようになった。さらに、立地条件も住戸の条件も、個々の家で撰択し、整えるという考え方は、いずれの時期においても前提となる考え方である。b (便利の条件)。前述のaと同様の傾向がみられる。即ち、明治16年のものは、室内の間取りを家事

を処するに不便なき事としてとらえ、さらに、学校、醫師、職業を営む上での交通などについての便をあげている。即ち、住戸内の便とともに、立地条件においても日常生活上の便利さの条件を述べている。明治45年のものは、立地条件のみ明示され職業、交通、教育上の便をあげている。大正3年のものは、簡単に抽象的な叙述で諸室の用い方にかかわって使用の便否を考えるようにとだけあり、立地条件についても言及されてはいない。昭和8年のものは、間取り、其の他に便利に出来て居る事とあり、台所をとりあげて、働きよい事として動線理論をとり入れていることがわかる。又、掃除のし易さ、排水の便などに言及してある。一方、立地条件についての叙述は皆無であり、住戸内の便利さを部分的によりくわしく叙述したといえよう。また、これらの条件は個々の家で撰択し、整える条件として考えることはaの場合と同じである。c(安全の条件)、安全の条件は、明治16年のものに「火災・水害に遭うこと阿るも之を避くるの便あること」とあり、立地条件について安全の観点から述べてある。明治45年、大正3年のものには、安全の条件についての内容は皆無である。昭和8年のものは、地震、火災、盗難などに対して安全であるよう用心がよく堅牢であるようにとあり、これは住戸の構造や造作にかかわることである。また、庭園の利用として防火、防風的手段に利用できるとされ、住居は庭園を含めて考えられている。この場合も、a、bと同様、個々の家の努力、工夫の条件として考えられている。

以上、明治16年(1883)～昭和8年(1933)における住居の一般条件として叙述された事項から、特徴を整理すると、理科家事教科書を境に住居の考え方が変わったことがわかる。すなわち、当初「住居の条件」とは、立地条件と住戸内の条件の両者を意味していたが、理科家事を機に、住戸内の条件としてのみ叙述されるようになった。家事科が独立した後もこの特徴は、いっそう明白になっている。すでに明治末期においても、立地条件が整っていない場合や、止むを得ず入手できない場合に、住戸内の工夫による整備を志向している。これらは立地条件を整備することを無視した生活の自己防衛の考え方であろう。この特徴と、住居の目的で述べられた「一家の資産の保護(明治45年)」「家財の保護、一家の秩序を保つ(大正3年)」などの住居の考え方、昌頭の内容配列と構成要素でみた「事典的配列および、掃除、家具什器の手入れ、家事衛生などの重視」の3者は一連のものともみることができる。すなわち、住居とは、住戸内で、部分的な生活合理化をできるものであり、一家の秩序を保ち、ひいては国体の維持にもつながるものである。と考えられていたとみることができよう。いいかえれば明治期からの日本資本主義の発展にともなって、職住分離がすすみ、住戸は消費生活の場であり、かつ、労働力保全の場として要求され、生活窮乏に対しても、部分的合理化によって生活防衛を行う場と考えられていたといえよう。なお、理科家事教育について、坂本智恵子は「一方では生産力を発揮させるための教育という要求を反映し、他方では生産関係、社会秩序を維持するための教育」と性格づけを行っている<sup>9)</sup>。この性格は、住居の教育内容においては、昭和8年の独立家事の場合にもあてはまることであろう。

ロ、特殊条件について、明治16年のものは、持家か借家かの「住宅所有の形態」について、分限と身分に必ずべきであって、資力がないのに築造したり購求したりすると後になって困難を招くものであるといましめている。明治45年のものは「間数は、家族人数に」大正3年のものは「室の数、広さ並びにその配置は、家族人数、職業の種類、生計の度に」必ずべきだとしている。また、昭和8年のものは「住宅は土地の状況や住む人の事情などに依って、いろいろ違うところあるべきは勿論」とあるが「何が違うのか」について具体的ではない。いずれにし

でも、家族人数、職業、生計によって住居に違いがあることの合理性、不合理性を論じているわけではない。即ち、「間数は家族人数に応ず」といっても、表1でみたように「間取り方」の内容は設けられておらず「必要な間数」さえも不明確になっている。しかし、このような特殊条件によって住居のあり方が異なるところには合理性もあるし、一方では、生計によって「必要な住居」を入手できないという不合理もあるはずである。これらの点を不明確にしたことは、住居を整えることは、私的な事であり、条件に適応すべきであるという考え方を示していると思われる。

## ② 昭和19年、昭和24年

イ 一般的条件について、昭和19年のものは、「住まひ方」の項で衛生、便利、安全の条件から叙述されている。昭和24年のものは、第一学年の「私どもの家を住みよくするには」という課題を便利さの観点から解決しようとしている。第二学年の「快よい住まい」は、「健康に住む」「安心して住む」という内容になっている。これらの内容を詳しくみて、①の時期の特徴と比較考察したい。まず、昭和19年のもので「住まひの方」の「部屋の使い方」をみる。「居間は、寝室も兼ねるのが普通ですから、子どもは一日の中で最も多くの時間をここで過します。居間としては、仕事が能率的に運べるように考えておかなければなりませんし、又、睡眠時間は普通一日の三分の一に当り、睡眠が健康に及ぼす影響は大きいものですから寝室としては、保健の目的にかなわなければなりません。」「臺所は家族の食物を取扱う大切な場所ですから先づ衛生的なことが大切であり、又、立ち働きに便利なことも大切です。衛生的にするには、第一に明かるくする必要があります。それには、窓の位置や、大きさを工夫しなければなりません。できればガラス窓にします。第二に、煙や食物の臭いがこもらないように工夫しなければなりません。それには適当に開閉のできる窓や臭気ぬきを設けます。第三には清潔を保たなければなりません。そのためには掃除をし易くし、排水がよいように工夫させよう。」以上の台所についての叙述は昭和8年のものと同様である。続いて、便利さの根拠に動線理論をもっている点でも昭和8年のものと同様である。即ち「立ち働きに便利にするには、先づ立ったまゝで使えるやうにします。それには床を同じ高さにし、流しと火を使う所、食品を切ったり盛ったりするところなどを大体同じ高さにさせよう。(後略)」とある。また安全については、「台所は火を多く使ふところですから、火の用心をすることは殊に肝要なことです。こんろ臺、火消壺まはりなどには特に注意させよう。」という叙述がある。さらに、便所、清掃について衛生上の条件を充たすべき構造や管理が叙述されている。また畳、建具、家具、什器とその手入れ、に関する内容が「住まひ方」の項に位置づけられ、衛生的な維持管理が住まひ方として必要であるという文脈になっている。以上の内容から、住居の考え方としてまとめると、住戸の居間、台所、便所に限って衛生、便利安全の条件をとらえている点では昭和8年のものと同様である。しかし、これらに「清掃」や「手入れ」を加えて、「住まひ方」「部屋の使い方」というまとめ方をしている点が従来にはみられなかった特徴である。住居の考え方の中に、「住まい方」という人間の主体的な空間の維持管理の考え方をみ出すことができる。

昭和24年のものは、第一学年の「私どもの家を住みよくするには」の課題設定に対して導かれる内容は、便利さを裏づける台所の動線、便所の衛生的管理、家の内と外まわりの整理せいとん、家具などの手入れによって構成されている。また第二学年の「快よい住まい」は「健康に住むための」家事衛生、「安心して住むための」火の用心や災害を防ぐ処置、住みよくするた

めの家庭工作がある。家庭工作は全く新しい内容であるが、これらは、いずれも、昭和19年の「住まい方」としてまとめる考え方と同様だと思われる。ここで注目したいことは、第3学年の「住居はどうするのか」の内容である。「今までの住居」の改良点として「不便や不自由に耐えて住むことは質素な生活であるかのように考えられてきた」ことの反省に立って「客本位の生活」をあげている。「畳といす」という「起居様式」をとりあげている点も従来にはなかったことである。これらの検討は、批判的観点から行なわれていて、それは「これからの住居」を導き出すための位置づけになっている。これからの住居では、アパートによる設備の共同や、住宅の規格化を示している。このことは、住居を整え、入手することを個人的事業としてみてきた従来の考え方とは全く理念を異にするものと言えるだろう。当時国民は戦争によって、はかりしれない被害をうけ、全国世帯の三分の一にも及ぶ420万戸の住宅不足数をかかえていた状況であった。また、1947年、西山卯三は著書「これからのすまい」の中で「このような多量の住宅が失われ、それがまた新しく建てられねばならないということは、一方過去の混乱した非合理的、非能率的生活様式を、その重要な支えであった我々の古い住まい生活を根本的に改める絶好の機会である。我々の眼前には住まいに関連して解決すべき問題が山積している。イスザ（椅子座）ユカザ（床面座）の問題、衣服様式と関連した二重生活の単純化、新しい家具と設備の採用、非能率的家事労働の合理化、機械化、そして生活の共同化、混沌としたイエ（家）生活の秩序づけ、個人生活の確立等々、新しい住まい様式と新しい国民住居標準の諸問題は、いずれも我々の果敢な解決をまっている。<sup>9)</sup>」と、きわめて実践的な問題提起をおこなった。

また、この時期は、これら住宅、住居に関する研究成果が、もっとも直接的にまたもっとも根本的に国民に還えされた時期であり、住居という言葉が、広汎な国民諸階層の生活改善運動と結合してはじめて国民の中に深く浸透した歴史的画期<sup>10)</sup>であったといわれている。このような事情を背景にして、昭和24年の教科書でみられた住居の考え方は、従来の住戸内の衛生、便利、安全という条件を整えるという考え方を引き継ぎながらも、住み手の生活から出発した、「住む」という概念でまとめ、空間の主體的な空間の維持管理と、共同化をめざすものであったと思われる。なお、生活の共同化については留岡清男を中心とする教育科学研究会生活教育部会が昭和13年～昭和15年にかけて研究と問題提起を行っていた<sup>11)</sup>。これらの研究会の果たした役割等については今回は全くふれることができなかったので別の機会にゆずりたいと思う。

### 資料1 教科書の目次構成

#### 1. (明治9年) 経済小學家政要旨 ハスケル著 永峯秀樹訳

卷之上 第一章 總論 第二章 家屋家材ヲ購ヒ求ムル時ノ心得 第三章 雇人の取扱方  
第四章 料理ノ經濟 第五章 洗濯糊熨斗等 第六章 客ヲ待遇スル心得 卷之中 第七章  
夫ノ心得 第八章 榮養ノ事 第九章 食物ノ心得 卷之下 略

#### 2. (明治16年) 小學家事經濟訓蒙 日下部三之介

卷之上 第一篇 第一章 家事經濟の要旨 第二篇 第一章 衣服の事 第二章 衣服の料  
第三章 衣服の取扱ひ方 第四章 衣服の裁縫 第三篇 略 第四篇 第一章 住居の事 第  
二章 家屋の結構及び修理 第三章 室内の間取り方 第四章 内外の掃除 第五篇 第一章  
什器を購求する心得 第三章 什器の取扱い方及び保存法 以下略

## 3. (明治45年) 高等小學家事筆記帳上 堀 七蔵

第一課 住居の選択 第二課 採光法 第三課 煖室法 第四課 燃料 第五課 換氣法  
第六課 家具の修理 第七課 什器の扱ひ方 第八課 掃除 第九課 室内の整理 第十課 衣服の地質選択 第十一課 衣服の縞柄選択 第十二課 衣服の保存 第十三課 衣服の洗濯  
第十四課 汚点を抜く法 第十五課 看病 第十六課 救急法 第十七課 繻帯のかけ方

## 4. (大正3年) 高等小學校理科家事教科書第一學年児童用 文部省

一 住居 二 住居の修理保存 三 戸締及び火の用心 四 掃除 五 石鹼及び灰汁洗  
六 畳・建具の手入 七 木製器具の手入れ 八 金屬器, 陶磁器, ガラス器の手入れ 九 雜  
具の手入れ 十 衣服 十一 衣服の整理保存 十二 白布類の洗濯  
十三 衣服の洗濯 十四 しみ抜法 十五 寝具 十六 看病の心得 十七 薬用及び介抱  
十八 病人の衣食住 十九 應急手當

## 5. (昭和8年) 高等小學家事教科書第一學年児童用 文部省

第一課 女子と家事 第二課 掃除 第三課 繊維と織物 第四課 木綿織物 第五課 白  
木綿の漂白 第六課 しみ抜 第七課 単衣の全洗 第八課 木綿の解洗 第九課 麻織物第  
十課 人造絹絲織物 第十一課 住宅 第十二課 井戸と水道 第十三課 電氣燈 第十四課  
火鉢・ストーブ等 第十五課 燃料 第十六課 畳・建具と其の手入 第十七課 什器・履物  
等の手入 第十八課 料理用具 第十九課 食器とふきん 第二十課 食物の成分 第二十一課  
米と米飯 第二十二課 麦と麦飯 第二十三課 味噌汁 第二十四課 煮め 第二十五課 澄汁 第二十六課  
するとん 第二十七課 鶏卵とゆでたまご 第二十八課 いたりたまご 第二十九課 煮魚 第三  
十課 焼魚

## 6. (昭和19年) 高等科家事上 文部省

一 わが國の家と女子 二 祭事 三 敬老 四 日常平活と保健 五 住居 (一) 住まひ方  
(二) 住居と保健 (三) 住居と水 (四) 氣候と住まひ方 (五) 災害防止とその處置 (六) 家庭防  
空に對する心構え (七) 郷土の住宅の改善 六 燃料 (一) 燃料の種類と使ひ方 (二) 燃料の  
節約 (三) 燃料の補助 七 保健と栄養 略 八 臺所用具とその扱ひ方 略 九 日常食品  
とその調理 略 十 一家の經濟 略 十一 日常生活の向上

## 7. (昭和24年) 明るい家庭 中学校第一學年用 文部省検定 中等學校教科書株式会社

楽しい家庭 全上 第二學年用 全上

よりよい家庭 全上 第三學年用 全上

明るい家庭 1 明るい家庭 1 私と家庭 2 丈夫で暮すには 3 家族の金銭 2 私  
どものたべ物 1 粉の調理 2 夕食 3 朝食 3 どんな容姿がよいか 4 きものを感じ  
よくするには 略 5 私どもの家を住みよくするには 1 へやを便利に使うには 2 家  
の内外の整理せいとん 3 家具などの手入れ 6 もし病人が出たら 7 幼い家族の世話  
略

楽しい家庭 1 楽しい家庭 2 どんな容姿がよいか 3 楽しい食事 4 衣がえ 略  
5 快よい住まい 1 健康に住むには 2 安心して住むには 3 住みよくするための楽し  
い家庭工作 6 冬に備えて 略 7 お正月 略 8 あたたかい看護

よりよい家庭 1 よりよい家庭 2 計画生活はなぜ必要か 3 生活の基準は何におくか

略 4 食物はどうか 略 5 被服はどうか 略 6 住居はどうか 1 今までの住居は 2 和風か洋風か 3 これからの住居は 7 燃料はどうか 略 8 幼い家族がよく育つには 9 伝染病は防げるか 略 10 家族をなごやかに楽しくするには 11 おつきあいはどうか 12 よい家庭の建設

---

## 資料2 住居の目的・条件について

---

### 1 (明治9年) 経済小学家政要旨 ハスケル著 永峯秀樹訳

凡ソ家屋ヲ撰フニハ人数ニ應スヘシ餘リ大ナル家ニ人数寡キハ厄介ナリ凡ソ座敷部屋等ハ相當ナルヲ可トス客座敷ハ如何ニモ華美ナレ氏其餘ノ部屋ハ都テ粗悪不潔ナル等ハ極メテ見苦シキ者ナリ

### 2 (明治16年) 小學家事經濟訓蒙 日下部三之介

家屋ハ寒暑風雨を防ぎ外物の侵入に備へ依りて似て人の棲息する所なり其構造には種々あれども専ら健康と便利を計るを以て目的と須されハ空氣の流通と光線の透入とをよくし湿氣の侵襲を避くる等最も肝要なり今之を撰ぶに注意すべき要點を示すこと左の如し。(一) 土地高燥にして卑湿ならざる事。(二) 窓戸宜きを得て空氣の流通に妨げなき事 (三) 室内の間取り宜きに適ひ家事を處するに不便なき事。(四) 飲料の水質清潔にして健康に害なき事。(五) 火災水害尔遭ふことあるも之を避るの便ある事。(六) 學校近き事。(七) 醫師遠からざる事。(八) 往來交通便利にして職業を營むル恰當なる事 (九) 從來風土病 傳染病の發せざる土地の事 以上の要點尔適ふものを撰びて住居を定むれハ一家の繁昌を來し幸福を増進すること疑ひなかるべし。家屋を築造し或ハ購求すると借家するとは其人の分限と身分とに應じて得失を熟考し然る後に決定すべし若し其資力なきハ之を築造し或ハ購求するハ却りて後の困難を招くものなれば深く注意すべきことなり。

### 3 (明治45年) 高等小學家事筆記帳上 堀 七蔵

住居は生活上甚だ大切なるものにて、一方に於ては風雨・寒暑を凌ぐと共に、他方に於ては一家の資産を保護する為のものなれば、住居を構ふる時、又は借家するに當りては、宜しく左の事項に注意すべし。一、住所は日當りよく高燥・平坦なるを可とす。「日光の見舞はざる家には醫師見舞ふ」とて、日光あたらざる卑湿の地は、いろいろの病に犯されやすきものなれば、住所としてはなるべく避くるを良しとす。もし止むを得ずしてかかる處に住する時は、湿氣を去る方法を工夫すべし。即ち地盤を高くし、或は屋床を高くして、床下の掃除に便ならしめ、又汚水の排地を十分ならしむるやう溝渠の疎通をよくする等是なり。二、飲料水の善良なる土地を選ぶべし。三、空氣の清浄なる土地を選ぶべし。空氣の不潔なところは、健康上に大害あるものなれば、煤煙を多く飛散する工場附近、塵埃多き道路に沿ひたる處は、なるべく之を避くべし。若し止むを得ずしてかかる土地に住する時は、その附近或は、庭園に、樹木を多く栽培するを良しとす。四、便利なる土地を選ぶべし。職業上・交通上・教育上に都合よき土地を選ぶことも、亦常に大切なることなり。五 家屋は家族の人数に應じて相當の間数をそなへ、なるべく間取りの都合よきたるべし。かつ空氣の流通よく、多く、日光の射入する方向をも考へざるべからず。

### 4 (大正3年) 高等小學理科家事教科書第一學年兒童用 文部省

住居は風雨寒暑を凌ぎ、家財を保護し、且一家の秩序を保つに必要なものなり。住所は職

業に應じて適當なるべきは勿論、土地高燥にして水質の佳良なる所を可とす。もし然らざるときは相當の工夫をなすこと肝要なり。室の数、廣さ、並びにその配置は、害族の多少、職業の種類及び生計の度によりて異なるべしと雖も、空氣の流通、日光の射入、使用の便否等を考へ適宜諸室の用ひ方を定むべし。又戸、障子、襖等は成るべく質素にして丈夫なるものを用ふべし。

#### 5 (昭和8年) 高等小学家事教科書第一学年児童用 文部省

住宅は、土地の情況や住む人の事情などに依って、いろいろ違ふところあるべきは勿論であるが、一般に望ましい主な點を挙げれば、第一には衛生的である事である。之が為には、日當りや風通しがよく、寒暑が避けられ、清潔が保たれ易い事などが主な要件である。故に事情が許さぬ場合には、せめて家族の居間だけでも、かくあらせたいものである。第二には用心がよく堅牢であって、地震・火災・盗難などに對して安全な事である。第三には間取其の他に便利に出來て居る事である。徒に家の外觀を美しくし、天井や床柱の用材を誇りなどして、前記の主要點に欠けるところのあるのは、本末を誤ったものと言ってよい。臺所は一家の中で、最も大切な場所の一つである。臺所に望ましい事の主なものは第一に働きよい事である。之が為には、屢々用事の有る場所、例へば水や火を使ふ所や食品の切盛りをする所などは成るべく相接近し、且大體同じ高さにあつて、立ったままで用を辨じ得るように造るのがよい。第二には明るい事である。之が為には、窓の位置及び大きさを適當にし、其の窓には成るべくガラスを用ひるがよい。第三には煙や食物の臭の滯らぬ事である。之が為には、窓が適度に開閉の出来るものである事。煙の出る燃料を用ひる竈には煙突を取付ける事などが望ましい。煙突は火の燃えをよくする効もある。第四には火の用心のよい事、掃除し易い事、排水の便利な事なども大切である。便所 便所は成るべく井戸・臺所等より遠い所に設け、便槽は丈夫で水を透さぬ質のもので作り、便槽から床までの間は、四方を石又はコンクリートでかこつて他の部分と遮断し、汲取口は密閉し得るように完全な蓋を取付けるがよい。便所は往々傳染病のひろがる源となるものであるから、窓には金網を張つて蠅の出入を防ぎ、常に注意して清潔を計らねばならぬ。掛手拭や手洗水は最も清潔にする事が必要である。一家の衛生情態は、便所の清否によつてトせられるといふ程である。庭園 庭園は人の目を喜ばせる事のみを以て其の目的とせず、家の日當りや空氣の流通を考へ、更に防火・防風的手段に利用するなど、多くの實用的の目的を以て作らるべきである。

#### 結 語

- ① 住居の概念は、外界の自然条件から人間をまもる物理的存在としてのとらえ方から、昭和19年において、住み手の「住まい方」による空間の維持管理を中心にする考え方になり、戦後の家庭科発足期においては、昭和19年時の考え方を引きついだ。
- ② 住居の備えるべき条件は、衛生、便利、安全の3条件であり、戦前、戦後を通じて用いられた。
- ③ 住居の空間的拡がり、理科家事時代を境に、住戸内に限定され、立地条件は視野に入らなくなった。この点は、戦後においても引き継がれた。
- ④ 戦後発足期における新しい理念は、住宅の集合化、共同化、規格化という、經濟的社会的存在として住宅をとらえたことにある。

## 法および引用文献

- (1) (2) (3) (4) 鈴木寿雄, 小笠原ゆ里『中学新教育課程の解説 技術・家庭』  
149～151ページ 1978年
- (5) 広原盛明 「住居学の理念と体系」『住居学ノート』93ページ 111ページ
- (6) 新福裕子 家庭科教育における指導内容の歴史的考察(第一報) —明治時代の住居の領域 大阪  
教育大学記要第24巻第V部No. 5 (1975)  
(第2報) —大正・昭和戦前における住居の領域 全上No.2 (1976)
- (7) 前掲(5) 94ページ
- (8) 坂本智恵子「戦前の家事・裁縫教育」『現代家庭科研究序説』 1972年
- (9) 西山外三 『これからのすまい』 6ページ 1947年
- (10) 前掲(5) 95ページ
- (11) 留岡清男『生活教育論』  
教育科学研究会 「教育」 昭和13年～15年